

越谷市 男女共同参画の視点における 表現ガイドライン【第1版】

ー 刊行物等の作成にあたって ー

令和8年4月策定



目次



1. 表現ガイドライン作成の目的.....	1
2. 表現ガイドラインの利用にあたって.....	2
3. チェックポイントと留意点.....	3
(1) 登場人物に偏りはありませんか？	
(2) 思い込みやイメージによる表現になっていませんか？	
(3) 多様性に配慮した表現となっていますか？	
(4) 外見や性的側面を強調した表現になっていませんか？	
(5) 性別によって立場などに優劣がついていませんか？	
(6) 男女で異なる表現をしていませんか？	
4. チェックリスト.....	6
5. よくある質問.....	7
6. 性別情報取得について検討する際の参考.....	8
7. 参考文献等.....	9

< 本ガイドラインの関連規定 >

越谷市男女共同参画推進条例

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 市、市民と事業者は、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割担や男女間の暴力等を助長したり連想させる表現又は過度の性的な表現を用いないよう努める。

2 市、市民と事業者は、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを適切に判断することができるよう努めるものとする。

越谷市では、男女共同参画社会 ※1 の実現に向け「越谷市男女共同参画推進条例」に基づき「第4次越谷市男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を進めています。

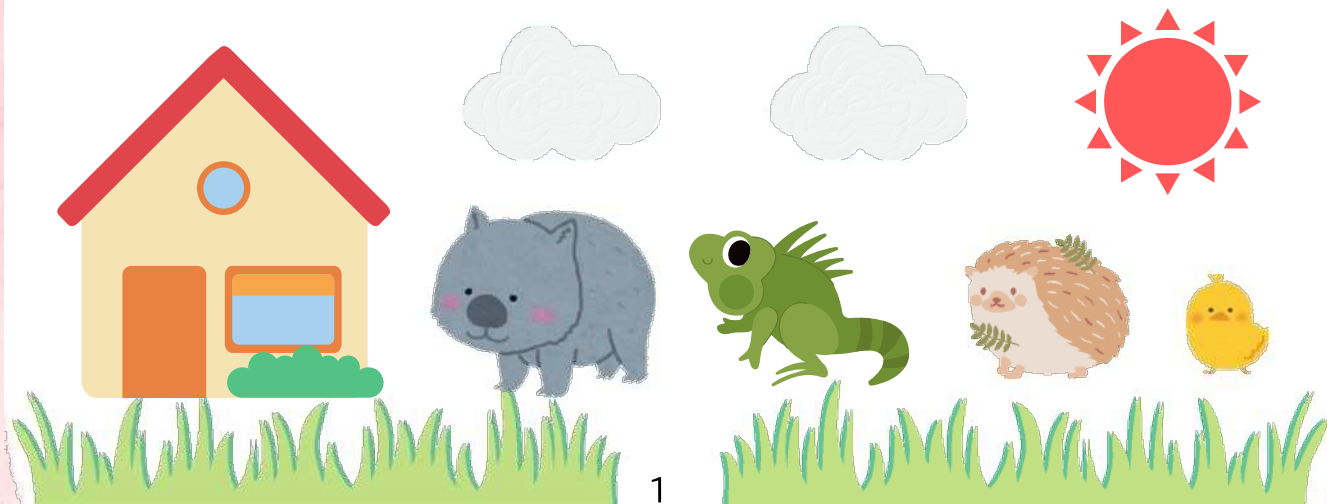
さらに、令和3年4月1日には「越谷市パートナーシップ宣誓制度」をスタートさせ、市民一人ひとりの個性や生き方を尊重するとともに、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成するための施策を推進しています。

市では、様々な情報発信を行うため、多くの刊行物等を作成していますが、これらの作成過程において、無意識のうちに「男性はこう」「女性はこう」といった固定的なイメージに基づいた表現をしてしまうことがあります。このような表現は、見た人の意識に偏った思考を植え付けてしまう可能性があり、注意が必要です。

そこで、市が発信する広報物や刊行物等で用いられるイラストや表現について、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）※2」にとらわれていないか気づくためのきっかけとなることを目指し、「越谷市男女共同参画の視点における表現ガイドライン」を作成しました。

※1 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会(男女共同参画社会基本法第2条引用)

※2 育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれた誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。



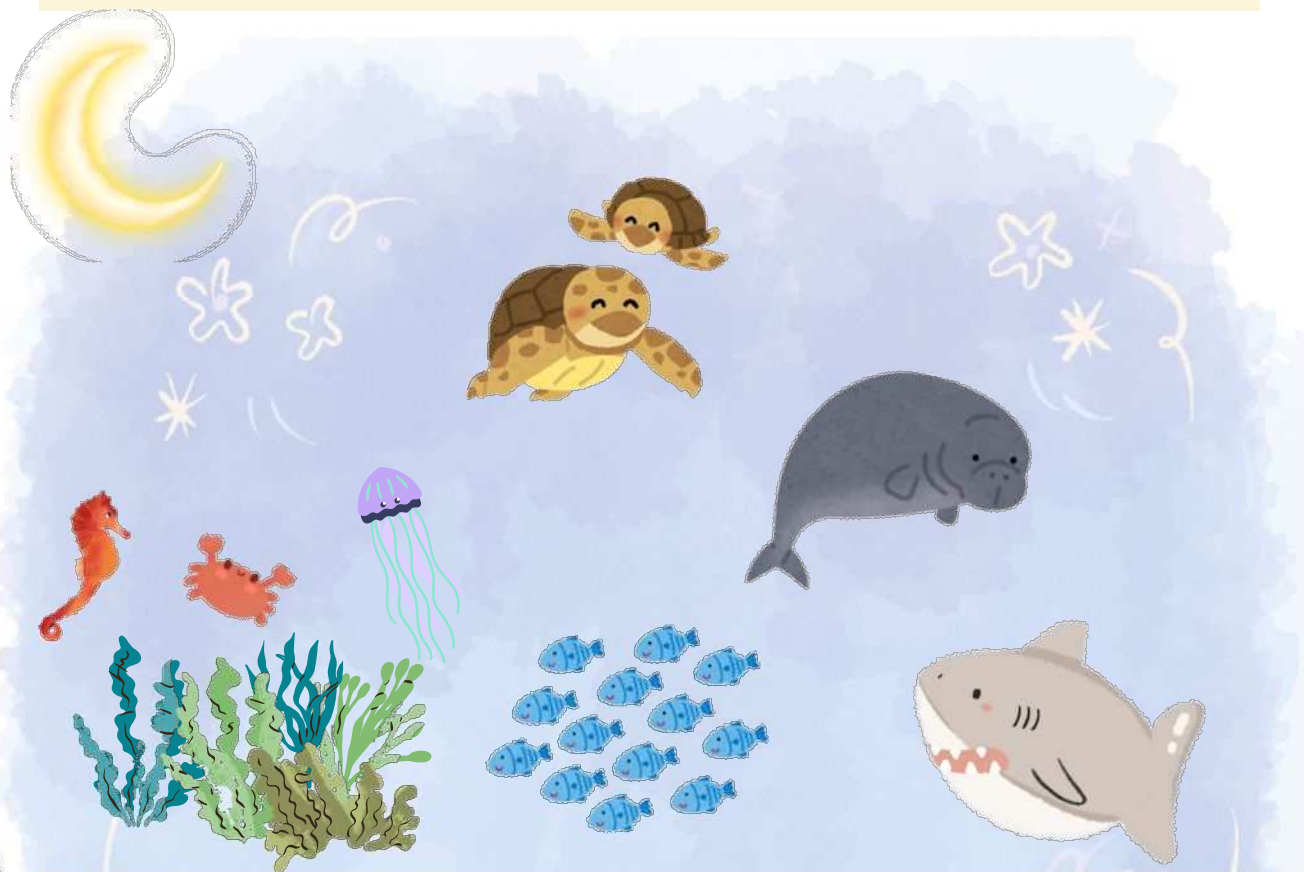
(1) 本ガイドラインは、越谷市が発信するあらゆるメディア・表現を対象とします。

- ・印刷物（広報誌、パンフレット・リーフレット、ポスター、刊行物など）
- ・電子、インターネット媒体（ホームページ、SNS、メールなど）
- ・音声・視覚媒体（イベント、広報番組など）
- ・構造物（看板、表示、造形物、デザインなど）

(2) 本ガイドラインは主に市職員を対象として作成しましたが、市有施設の指定管理者や市の業務受注者、市の関係団体等においても市と同様の配慮が必要となります。

また、市民や事業者のみなさんにおいても、参考として活用していただければ幸いです。

(3) 本ガイドラインは、皆さんの表現を強制したり、制限するものではありません。皆さんが情報発信を行う際に、男女共同参画の視点から、その表現がなぜ問題なのか、その結果どういった弊害が生じる可能性があるのか、どうすれば望ましい表現になるのかを考える際の参考としてご活用ください。



3

チェックポイントと留意点

(1) 登場人物に偏りはありませんか？

<留意点>

市が発信する情報や行政サービスは、すべての人を対象としていますが、使われているイラストの登場人物に偏りがあると、表現されていない人は対象ではないように受け取られかねません。特に対象者を特定している場合を除き、総合的に見て性別や年代、国籍、障がいの有無などのバランスに配慮しましょう。

※ 「父親向けセミナー」「女性の起業支援」などとも存在する男女の偏りを解消する目的で、対象の性別を特定した事業を行うことは、性別による差別的な取り扱いには該当しません。対象を性別のいずれか一方に限定する場合は、実施目的を明確にしましょう。

(例) 一般市民を対象としたイベントの案内について



(2) 思い込みやイメージによる表現になっていませんか？

<留意点>

必ずしも性別によって、興味や関心、性格や行動が決まるわけではありません。例えば「女性は赤やピンク系」、「男性は黒や青系」、「保育士は女性」、「消防士は男性」などの決めつけに基づく表現は、見た人に、「女性はこういうもの」「男性はこういうもの」といった、性別による固定的イメージを抱かせる原因となる恐れがあります。社会や家庭における男女の役割が時代とともに変化していることを反映し、家庭・職場をはじめあらゆる場面で男女の多様な姿を積極的に描くようにしましょう。

また、性別だけでなく、高齢者や障がいのある方をいつも社会的弱者として表現するなど、イメージを固定化してしまうような表現についても注意が必要です。

(例) サッカー大会のお知らせについて



(3) 多様性に配慮した表現となっていますか？

<留意点>

社会は、男性や女性、こどもや高齢者、障がい者、外国籍の人など多様な人々で構成されています。また、両親のいる家庭だけでなく、ひとり親家庭、同性カップルとそのこどもの家庭など、家族の姿も様々です。固定観念にとらわれず、多様性を尊重した表現を工夫しましょう。

(例) 市民を対象とした事業の案内について



(4) 外見や性的側面を強調した表現になっていませんか？

<留意点>

伝えたい内容と関連性がないのに、アイキャッチャー（注目させるための視覚的要素）として女性を起用したり、身体の一部や外見的な側面を強調して表現することなどは、人格や人権の配慮に欠ける表現とみなされてしまう場合があります。特定の性別を起用する場合は、誰に何を伝えたいのかを踏まえ、「内容との整合性を明確に説明できるかどうか」「身体の一部を強調していないか」「他に効果的な表現がないか」等を考えるように心がけましょう。

(例) ポスター等の表紙について



(5) 性別によって立場などに優劣がついていませんか？

<留意点>

会議などで男女双方が登場しているにもかかわらず、女性がお茶を提供する様子、男性がリーダーとなって積極的に発言する様子などの表現は、「男性＝指導的な立場や上司」、「女性＝従属的な立場や部下」というような男女間に主従・優劣・上下・強弱の関係があるような印象を与えかねません。男女は対等で、地位や立場は性別にかかわらず多様であることが分かるような表現を意識しましょう。

(例) 従業員募集について



(6) 男女で異なる表現をしていませんか？

<留意点>

例えば「女医」「女子アナ」など、性別を必要以上に強調した表現は、読み手に例外的、特殊といった印象を与えてしまいます。また「男性顔負けの活躍」や「女性でも簡単にできます」など、一方が劣っているような表現も好ましくありません。性別を特定しない言い換えにできないか見直すなど、男女平等の表現を心がけましょう。

(例) 事業周知のチラシについて



1 登場人物に偏りはありませんか？

- ☐ 人数や登場回数が特定の性別などに偏っていませんか？

2 思い込みやイメージによる表現になっていませんか？

- ☐ 子育てをしているのは女性、荷物を運んでいるのは男性など性別性に基づく固定観念や偏見を助長する表現にはなっていませんか。
☐ 青や紺など寒色系は男性など、性別によるイメージを固定化した表現になっていませんか。

3 多様性に配慮した表現となっていますか？

- ☐ こども、高齢者、障がい者など、多様な市民が描かれていますか。
☐ 固定観念にとらわれることなく、社会的少数者を意識し、社会の多様性に配慮した表現となっていますか。

4 外見や性的側面を強調した表現になっていませんか？

- ☐ イラスト等が伝えたい内容と関連性のある表現となっていますか。
☐ 身体の一部を強調するようなイラストや写真等を用いていませんか？

5 性別によって立場などに優劣がついていませんか？

- ☐ 集団を描く時、いつも中心（代表）を男性など、性別によって表現が固定化されていませんか。
☐ 地位や立場、上下関係が男女で対等な表現となっていますか？

6 男女で異なる表現をしていませんか？

〈 見直したい表現や言葉遣いの例 〉

サラリーマン・OL	⇒ 会社員
OB	⇒ OB・OG（併記）
女子アナ	⇒ アナウンサー
主婦	⇒ 主婦・主夫（併記）
キーマン	⇒ キーパーソン
紅一点	⇒ （使用しない）
家内、奥さん	⇒ 妻、配偶者、パートナー
主人、亭主、旦那	⇒ 夫、配偶者、パートナー
内助の功	⇒ 協力
嫁ぐ、入籍する	⇒ 結婚する

Q1 わざわざ表現を変える必要はありますか？

公共性や信頼性の高い行政等の情報は、人々の意識に与える影響が強いものと考えられます。また、繰り返し表現がなされることにより、情報の受け手の意識形成に潜在的な影響が及ぼされ、固定観念が形作られることにもつながります。そのため、行政等が情報発信するに当たり、人権尊重や男女共同参画の観点から妥当であるかどうかを常に意識することが必要です。

Q2 必ず男性と女性の両方を表現しなくてははいけませんか？

男性と女性の双方を登場させることを一律に求めるものではありません。広報の対象や目的、伝えるべき内容など、受け手との関係を照らし合わせて、個別具体的に対応してください。

Q3 男性は青、女性は赤などの色を使ってはいけいないのでしょうか？

トイレ表示等のような「わかりやすさ優先」の場合もありますが、特定の色と性別を結び付けた表現は、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を助長することに繋がるためできる限り避けた方がよいでしょう。

Q4 このガイドラインは、表現の自由を制限するものでしょうか？

情報発信を行う際、表現やイラストが、人権尊重や男女共同参画の視点から適切かどうかを検討する上での参考資料という位置付けであり、個々の表現を画一的に定めたものではありません。単に、ガイドラインに載っているから言い換え（変換）しなければならないととらえるのではなく、伝えるべき内容や受け手との関係などを丁寧に照らし合わせて、個別具体的に対応してください。

Q5 普段使っている言葉でないと読み手が違和感を覚えませんか？

例えば普段「入籍」という言葉は普段何気なく使われている表現ですが、女性が男性の戸籍に入るかのような表現であり、「婚姻届を出す」など中立的な表現を考える必要があります。また「奥さん」という表現も「家の奥にいる」というようなネガティブなイメージを持つ方もいます。慣用的に使われている表現でも、改めて見直すことが必要です。

書類については、法的に義務付けられたものや、事務上性別の把握を必要とするものを除いて、事務処理上、支障をきたさないことを前提に、必要のない性別欄は削除できないかどうか検討する必要があります。男女比を出すために性別欄を設けているものについても、下記の内容を参考に改めて必要性を精査してください。

※詳しくは、「申請書等に関する性別欄の見直し方針」（平成29年6月30日市長決裁）や「性的少数者（LGBTQ等）に配慮した対応ガイドライン」を参照してください。

★ 性別欄を設ける書類が（１）～（４）いずれかに該当するか確認

（１）各種統計調査等（公的統計※や世論調査など）か？

※国の行政機関・地方公共団体などが作成する統計。統計調査により作成される統計（調査統計）のほか、業務データを集計することにより作成される統計（いわゆる「業務統計」）や他の統計を加工することにより作成される統計（加工統計）についても公的統計に該当する。

（２）性別情報が、政策立案や評価などを行う際に基礎的なデータとなるものか？

（３）性別情報が、業務の遂行に必要か？

（４）性別情報が、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進のために必要か？

★（１）～（４）に該当する場合

性別欄が存在することでハラスメントや差別に通じる困難に直面する人たちの存在について理解し、配慮したうえで性別欄を設定し取得する。

〔配慮の例〕

- ・なぜ性別欄が必要かを説明する。
- ・「男」、「女」などの選択肢の他に、「回答しない」という選択肢を設ける。
- ・「男」、「女」などの選択肢を設けず、空欄にした上で、回答者に自由記入してもらう。

★（１）～（４）に該当しない場合

性別情報が必ずしも必要といえない場合には、性別欄を削除する。

〔例〕

- ・施設使用承認申請書や問合せフォームなどの、一度きりの行政目的や問合せ業務のために取得している各種申請用紙 等。

- 1 … 埼玉県（H30）「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」
- 2 … 内閣府男女共同参画局（H15）
「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」
- 3 … 内閣府男女共同参画局（R3）
「無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）－事例集－」
- 4 … 内閣府男女共同参画局（R3）
「無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）に関する調査結果（概要）」

越谷市男女共同参画の視点における表現ガイドライン【第1版】
－刊行物等の作成にあたって－
令和8年4月策定

【発行元】

越谷市 市長公室 人権・男女共同参画推進課
〒343-8501 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
TEL 048-963-9113